

## Powered Blue メールプラス シリーズ ソフトウェア使用許諾契約書

株式会社ムービット（以下「ムービット」）は、このソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約」）に従い本製品を使用する権利をお客様に許諾します。本製品が記録されたメディアの包装を開封された場合や本ソフトがあらかじめインストールされている機器の電源を入れた場合には、お客様が本契約に同意したものとさせていただきます。本契約に同意いただけない場合は、包装を開けない もしくは 機器の電源を入れずにご購入後 30 日以内にご返品下さい。

ムービットは本約款を随時改定することができ、改定された条項は同条項が付されて配布された本ソフトウェアの対応バージョンに自動的に適用されるものとします。

## 第 1 条（定義）

1. 「本製品」とは、本契約に基づき提供される Powered Blue メールプラス シリーズのソフトウェアおよびこれら関連資料を指します。
2. 「Powered Blue メールプラス シリーズ」とは、「Powered Blue メールプラス」の名称を含む製品群で、日本国著作権法および国際条約により保護されるムービットの著作物を指します。
3. 第三者ソフトウェアとは、第三者が権利を持つソフトウェアのことを指します。

## 第 2 条（許諾事項）

1. 本製品を指定された 1 台のコンピュータにインストールして使用することができる、非独占かつ譲渡不可能な権利をお客様へ許諾します。
2. お客様は、本製品のバイナリーコードをバックアップの目的で 1 コピーのみ作成することができます。
3. 第三者ソフトウェアの使用については、各第三者ソフトウェアの使用許諾契約の内容に従うものとします。
4. 本契約の内容と第三者の使用許諾契約の内容との間に齟齬が生じた場合は、本契約の内容が優先するものとします。

## 第 3 条（禁止事項）

1. お客様は本製品の改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルおよび本ソフトウェアを利用しての派生的著作物の作成などはできません。
2. お客様は本製品の翻案、再配布、譲渡、貸与、再使用許諾、中古取引、レンタル、リースすることはできません。

## 第 4 条（保証）

1. ムービットは、お客様が本製品を購入されてから 30 日間に限り、本製品が記録されたメディアに物理的な欠陥があった場合には当該メディアを良品と交換いたします。
2. 本製品はお客様に現状有姿にて提供され、前項の規定がムービットがお客様に対して行う唯一の明示的保証とします。
3. ムービットは、本製品がお客様の特定の目的に適合すること、中断または誤りなく動作すること、第三者の権利を侵害していないことおよび本製品にバグや不具合がないことを保証しません。

## 第 5 条（免責）

法律上のいかなる請求原因によるかを問わず、ムービットおよびその供給者は、本製品の使用または使用不能によって生じる直接あるいは間接的な損害、特別の損害、付随的損害、派生的損害またはその他一切の損害に関していかなる責任も負いません。これに関する責任は、お客様において負うものとします。

## 第 6 条（輸出の制限）

お客様は、米国および日本の政府機関が要求する条件、輸出管理法令等を遵守するものとします。関連する輸出入法規を遵守せず、本製品を日本国外へ輸出することおよび国外で使用することはできません。お客様が本製品を日本国外へ輸出または国外で使用した場合、当該行為から生ずる一切の責任はお客様が負うものとします。

## 第 7 条（その他）

1. お客様が本契約に違反した場合には、ムービットは直ちに本契約を終了することができるものとします。この場合、お客様の本製品に対する使用権は終了します。
2. 本契約に関する一切の紛争に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

ムービット株式会社